平成２７年（フ）第４６号
山口市小郡下郷927番地11
破産者　森重　章倫
1　決定年月日　平成28年３月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第２３３号
岡山県岡山市北区平田109番地102　ウエストハウス203、開始決定時の住所東京都府中市宮西町４丁目11番地の１　アネックス府中第二512
破産者　鈴木　弘典
1　決定年月日　平成28年３月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２７年（フ）第７３号
熊本県八代市田中西町９号５番地（206）、前住所熊本県八代市郡築十番町４番地３
破産者　黒木　伸一
1　決定年月日　平成28年３月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所八代支部

平成２７年（フ）第１０号
熊本県人吉市西間上町800番地
破産者　片平　主一
1　決定年月日　平成28年３月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所人吉支部

平成２７年（フ）第６５号
熊本県人吉市下原田町字堀125番地１
破産者　内山　正吾
1　決定年月日　平成28年３月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所人吉支部

破産手続終結

平成２７年（フ）第４９１号
千葉県松戸市小金原１丁目９番地の６　パティオスクエア小金原Ｂ棟102号
破産者　佐藤　　寛
1　決定年月日　平成28年３月７日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２７年（フ）第７９９号
札幌市北区北29条西４丁目２番１
破産者　有限会社丸山商事
1　決定年月日　平成28年３月９日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１９７号
千葉県八街市榎戸664番地13
破産者　岩井　勝巳
1　決定年月日　平成28年３月９日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２２年（フ）第１７４９０号
神奈川県横浜市戸塚区前田町1262番３
破産者　株式会社丸喜
1　決定年月日　平成28年３月９日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１５４１号
愛知県小牧市小牧５丁目699番地
破産者　福祉施設建設株式会社
1　決定年月日　平成28年３月９日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第８７２号
神戸市長田区御蔵通７丁目42番地
破産者　大神戸製靴株式会社
1　決定年月日　平成28年３月９日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第１４５号
北海道旭川市３条通１丁目1640番地の29
破産者　株式会社ＭＩＹＵ企画
1　決定年月日　平成28年３月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
旭川地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第１５２号
北海道旭川市３条通１丁目1640番地の29
破産者　共永株式会社
1　決定年月日　平成28年３月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
旭川地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第１１００号
横浜市中区山手町100番地サンセット山手103号
破産者　株式会社ココモ
1　決定年月日　平成28年３月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
横浜地方裁判所第３民事部

破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２７年（フ）第７１２号
神戸市北区甲栄台４丁目３番11号、従前の住所神戸市中央区元町通３丁目10番６号
破産者　河野　照子
1　破産債権の届出期間　平成28年３月31日まで
2　一般調査期日　平成28年４月13日午前10時
平成28年３月10日
神戸地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第１２６号
鹿児島県鹿児島市田上８丁目16番15号
破産者　永田　哲勝
1　破産債権の届出期間　平成28年３月31日まで
2　一般調査期日　平成28年５月26日午前10時40分
平成28年３月10日
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２７年（フ）第２２３号
徳島県徳島市伊月町４丁目12番地
破産者　株式会社スペィスボックス
1　破産債権の届出期間　平成28年４月７日まで
2　一般調査期日　平成28年５月12日午前10時
平成28年３月10日
那覇地方裁判所民事第３部

平成２７年（フ）第１９５号
長野市大字東和田342番地２
破産者　株式会社Ｃ３Ｂ－ｐｒｏ．
1　破産債権の届出期間　平成28年４月８日まで
2　一般調査期日　平成28年５月26日午前11時
平成28年３月９日
長野地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第２０９号
仙台市青葉区本町２丁目14番11―303号
破産者　久光　正高
1　破産債権の届出期間　平成28年４月11日まで
2　一般調査期日　平成28年５月19日午前11時50分
平成28年３月10日
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２７年（フ）第６８２号
広島市南区宇品御幸１丁目11番13―102号　さつき荘
破産者　田尻　佳樹
1　破産債権の届出期間　平成28年４月11日まで
2　一般調査期日　平成28年５月13日午前10時
平成28年３月10日
広島地方裁判所民事第４部